

懲戒の手續に付された事案の事前公表について

2024年8月9日

神奈川県弁護士会

会長 岩田 武司

当会は、下記の会員に対し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行があると思料し、弁護士法第58条第2項の規定に基づき、綱紀委員会に事案の調査を求めたことを、会員が懲戒手續に付されたことの公表に関する会規（会規第33号。以下「公表会規」という。）第2条、第6条及び第8条により、下記のとおり、公表します。

記

1 対象会員の氏名等

氏名	鈴木 健（すずき けん）
登録番号	25621
事務所の名称	鈴木健法律事務所
事務所の所在地	横浜市中区桜木町2-2 港陽ビル3階 THE CODE 横浜322

2 当会の綱紀委員会に対する調査請求の理由の要旨

対象会員の事務所は、対象会員1名のみが所属する法律事務所であるところ、令和6年2月下旬ころより、投資詐欺等の案件を中心にネット広告による集客を行い、共同受任先の事務職員とされる者ら（以下「本件事務職員ら」という。）に自己の職務を担当させ、同種案件の多数の相談・受任を継続する中で、以下の各行為を行ったものと思料する。

- (1) SNSを通じた非対面型の投資詐欺等（以下「SNS投資詐欺」という。）について被害回復が難しい事案が相当数あるにもかかわらず、対象会員のホームページにおいて、「あなたのお金を取り戻します」「鈴木健法律事務所がすべて対応いたします！被害金返金までの流れ」「被害金が返金されて解決」「鈴木健法律事務所では、弁護士費用が返金額を上回ることがないように、無料相談で返金見込み額とお見積りを提示します。」と表示させるなどし、受任前に返金見込額の提示（実際に提示されてい

た事実が確認できないもの)を受けた上で弁護士費用以上の被害金返金を得られる可能性が高いものと誤認されるおそれのある広告表示等を行った。

- (2) SNS投資詐欺の被害者から受任するに当たり、殆ど面談をせず、弁護士が行うべき事情聴取、相談及び事案の見通し・事件処理内容・弁護士報酬等の説明の大部分を本件事務職員らに行わせ、被害回復の困難性を格別説明せずに、回収できる可能性が高いと誤信される説明や、事件処理上の実際の労力や回収可能性に見合わないおそれのある高額な着手金提示額についてどこの事務所でも同じ位であると誤信される説明等がなされる状態とした。
- (3) 神奈川県外所在の事務所にて対象会員が常時不在の状況下で執務していた本件事務職員らに、対象会員のホームページ上のフリーダイヤルから受けた電話の相談対応や、対象会員事務所名義での相談者・依頼者とのLINE等によるやりとり全般を行わせた他、対象会員の職印を預けた本件事務職員らに、委任契約書締結、着手金受領、口座凍結要請書の銀行等への発信、口座凍結結果を踏まえた対応判断などの重要な法律業務を行わせ、事案によって、対象会員の個別の了解を経ずにこれらの一連の手続を本件事務職員らに行わせた。これらの執務に対して弁護士が適切な指導監督を行った具体的事情は窺われない。
- (4) 着手金等の受領に用いていた対象会員名の付された預り金口座の出金取引を行う権限を本件事務職員らに付与し、令和6年2月頃から同年6月中旬頃までの間、対象会員自身が当該預り金口座の履歴を見ることも殆ど無い中で、入金された着手金の大部分を本件事務職員らが自由に弁護士以外の第三者(対象会員が実態を知らない法人ら)の口座に継続的に送金することにより報酬が分配されることを容認した。
- (5) 対象会員は、上記(1)ないし(4)の各事実経過において、非弁護士の活動を禁止する規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある本件事務職員らを利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用させた。
- (6) 対象会員の上記各行為は、弁護士職務基本規程第9条(禁止される広告等)、第11条(非弁護士との提携)、第12条(非弁護士との報酬分配)、第19条(職務関与者の指導監督義務違反)、第29条(受任の際の説明等義務違反)及び弁護士等の業務広告に関する規程第3条等に違反し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当するものと思料する。

3 綱紀委員会に調査請求をした日

令和6年7月12日

4 対象会員の意見陳述の有無及びその内容

令和6年7月30日、当会は、対象会員に対し、公表会規第3条に基づき、本件公表について意見陳述の機会を与えた。対象会員は、上記2(1)について、自己のホームページにおける各広告表示の存在を認め、読む人によっては誤認のおそれがあった可能性を否定しなかった。同(2)について、受任意思の確認は対象会員が行っていた認識であるものの、初動の段階では詐欺事案等に詳しい本件事務職員らに説明を任せていたこと自体は認め、本件事務職員らが回収可能性について客観的な見込み以上の説明をしていたこともあった可能性を否定せず、説明義務違反に当たるか否かは評価の問題である旨述べた。同(3)について事実関係自体は概ね認め、指導監督義務違反の評価に関して、共同受任弁護士が行っていた事に問題がないだろうと思い込んでいたことは迂闊であった旨述べるとともに、本件事務職員らが弁護士に確認しないで契約していた様子を途中から気付いて直していった部分はあるが払拭しきれなかった可能性がある旨述べた。同(4)について事実関係自体は概ね認めた。同(5)について、自己の認識はともかく結果的に非弁活動をしていたと疑うに足りる相当な理由のある本件事務職員らを利用したという評価になることは仕方ないと考える旨述べる一方で、本件事務職員らは業務をきちんとやっていたと考えており、違法な利益を得ようと考えている人達だと認識したことはなかった旨述べた。

5 その他被害拡大防止のため必要と認められる事項（臨時市民窓口の設置）

当会は、対象会員の依頼者等からの相談に対応するため、次のとおり、臨時市民窓口を設置する。

日時 令和6年8月13日（火）～8月30日（金）（土日を除く）

受付時間 午前10時～正午 午後1時～4時

電話番号 045-225-9254